

492

372-576



1200501449197

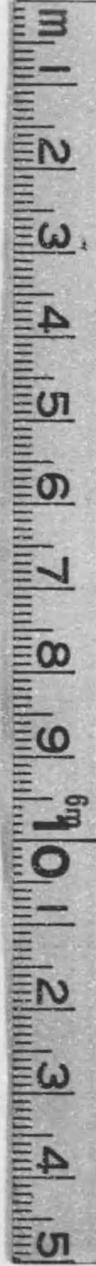
第十六回國際労働會議議題に關する意見
並に參考資料

産業經濟資料第九輯
昭和七年三月

全國産業團體聯合會事務局

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地
日本工業俱樂部ビルディング内

本パンフレットの寸法は商工省工業品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法規格」中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものである



始



凡 例

第十六回國際勞働會議の議題に關する本會の意見は去る二月十八日の常任委員會に於て別項の通り決定を見たので、直に之を使用者代表、政府代表及び社會局長官に對しそれ／＼通達する所があつた。本篇は右の意見竝に最近に於て新に發表せられたる右議題に關する參考資料を纏めて會員其他の參考に資する爲謄寫に代へに附したものである。

猶本年一月の國際勞働局理事會に依り今回會議の新議題として追加せられたる船舶の荷役勞働者に對する災害保護條約の改訂問題に付ては原條約案と共に其要項を本篇末尾に輯録した。



372-576

目次

一、第十六回國際勞働會議議題に關する意見	一
第一 工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題	一
第二 營利職業紹介所廢止問題	二
第三 癱疾、養老、遺族保險問題	四
二、工業以外の職業に使用し得る兒童の最低年齢に關する 條約案及勸告の草案	五
工業以外の職業に使用し得る兒童の最低年齢に關する條約案草案	五
工業以外の職業に使用し得る兒童の最低年齢に關する勸告草案	一〇
三、有料職業紹介所の廢止に關する諮問事項	一五
四、癱疾、養老及寡婦孤兒保險に關する諮問事項	一七

五、船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる労働者の災害に對する保護に關する條約案に對する修正案……………二九

參考

船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる労働者の災害に對する保護に關する條約案……………三三

第十六回國際労働會議議題に關する意見

(二月十八日全國產聯常任委員會決定意見)

第一 工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題

一、本邦に於ては工業に使用し得る兒童の最低年齢に關し工業労働者最低年齢法を制定して、原則として十四歳を最低年齢と定め、同時に十二歳以上の者にして尋常小學校の教科を修了したる者の使用を許容する法制を設けたる次第なるを以て、將來此の原則の適用を工業以外の職業に擴張せむとする趣旨に對しては主義に於て贊意を表するに吝ならず。

二、然しながら實際上學齡兒童の如き年少者が他人の業務に使用せらるるに至るは、其の多くが家庭貧困の爲就學を許さざるか又は家計の補助を爲す必要に迫られたるに出づるを以て、是等に對する救濟制度を考慮せずして

二
猥りに児童の就業を禁止するが如き制度を設けんか之が爲貧困なる家庭の生計を益困難ならしむるのみならず斯る法規の適用は市井の不健康不道徳なる勞務に就く児童に對しては往々不徹底たるを免れざるべきを以て、比較的勞務輕易待遇良好にして且修學の便宜多き商店事務所等に使用せらるる児童を一掃し却て好ましからざる職業に赴かしむる弊を生ずべし。

三、要之工業以外の職業に使用し得る児童の最低年齢問題は、國內諸般の事情に鑑み之を國內法の問題として取扱ふべきものとす。故に今直に國際條約を以て廣汎なる範圍に互りて國際的義務を課するのみならず歐洲の事情を標準とする制限を本邦に及ぼさんとすることに對てしは全然反對の意を表するものなり。

第二 營利職業紹介所廢止問題

一、今次の勞働會議に於て營利職業紹介所の廢止問題に付、第一次の討議を爲さんとするものの如きも、本邦に於ては營利職業紹介事業は現在嚴重なる法令に基き其の取締を受け、特に今之が禁止を必要とするが如き事情なきのみならず商工業竝に一般家庭に於ては之あるが爲多大の便益を受けつつあり。

二、殊に現今本邦に於ける公營職業紹介所は政府の保護獎勵を受けつつありと雖も、從來の實績に徴すれば其の制度及び運用に付幾多改善の要あり、且未だ其の普及十分ならざるを以て職業紹介の全部を之に委する能はざる事情存す。

三、從て營利職業紹介所の廢止に關する條約を締結せんとするが如きは全然反對にして、本邦の實情より之を觀れば、公營職業紹介所營利職業紹介所をして兩々相俟て其の機能を發揮せしむるを必要と認む。

第三 癱疾、養老、遺族保險問題

四

一、今回の労働會議に於ては労働者の癱疾、養老、遺族に對する強制労働保險制度を廣汎なる範圍に互り實行せしむる趣旨を以て之に關し第一次の討議を爲さんとするもの如し。本件に關しては未だ質問書案の内容不明なるが爲、具體的意見を述ぶること能はざるも、本邦に於ては労働保險は其の一部門たる健康保險制度に付て見るも、其の實施後未だ數年を経過せるに過ぎずして全く試験時代に屬し、其の適用範圍も亦事實上工業及鑛業に限られつつあり。

二、加之世界的經濟不況に際し、今遽に廣汎なる強制保險制度を設け産業及國家財政上の負擔を過重ならしむるが如きは慎重の考慮を要すべく、從て癱疾、養老、遺族の強制保險を目的とする國際條約に付ては遺憾ながら贊意を表する能はず。

二 工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢

ニ關スル條約案及勸告ノ草案 (假翻譯)

(備考—社會局労働部發表ニ據ル)

工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ニ關スル條約案草案

第一條

一、本條約ハ第一回第二回及第三回國際労働總會ニ於テ夫々採擇セラレタル左ノ諸條約即チ
工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約 (華盛頓、一九一九年)
海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約 (ゼノア、一九二〇年)
農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ關スル條約 (壽府、一九二一年)
ニ規定セラレサル一切ノ労働ニ之ヲ適用ス

各國ニ於ケル權限アル機關ハ關係アル使用者及労働者ノ主ナル團體ト協議シタル上本條約ノ適用ヲ受クル労働ト上記ノ三條約中ニ規定セラレタル労働トヲ區別スル分界ヲ定ムヘシ

五

二、本條約ハ左記ニ適用セス

(イ) 海上ノ漁業ニ於ケル勞働

(ロ) 技術及職業學校ニ於テ行ハルル勞働、但シ右ノ勞働ハ眞ニ教育的性質ヲ有シ商業的利益ヲ目的トセス且公ノ機關ニ依リ承認セラレ監督セラルルコトヲ要ス

三、各國ニ於ケル權限アル機關ハ

(イ) 使用者ノ家族ノミノ使用セラルル設備ニ於ケル勞働、但シ本條約第五條ノ意味ニ於テ危險ナル勞働ヲ除ク

(ロ) 私ノ家庭的勞務ニ於ケル使用

ヲ本條約ノ適用ヨリ除外スルコトヲ得

第二條

十四歳未滿ノ兒童又ハ十四歳以上ノ年齢ニ達セルモ猶各國ノ法令又ハ規則ニ依リ學校ニ出席スルコトヲ要求セラルル兒童ハ以下ニ別段ノ規定アル場合ノ外本條約ノ適用ヲ受クル一切ノ勞働ニ使用スルコトヲ得ス

第三條

一、前條ニ掲クル兒童ハ

(イ) 兒童ノ正常ナル發達ニ害ナキ、及

(ロ) 兒童ノ餘暇ヲ不當ニ侵ササル、及

(ハ) 兒童ノ學校出席又ハ學校ニ於テ授ケラルル訓育ヲ享受スヘキ能力ヲ妨クル虞ナキ
輕易勞働ニ授業時間外ニ於テ使用セラルルコトヲ得

二、各國ノ法令又ハ規則ハ

(イ) 本條ノ目的ノ爲輕易勞働ト看做サルヘキ勞働ヲ明示スヘシ

(ロ) 兒童ヲ輕易勞働ニ使用スルニ先チ保障トシテ遵守スヘキ豫備的條件ヲ規定スヘシ

三、各國ノ法令又ハ規則ハ學校ニ於ケル授業時間割ノ配置ヲ考慮シタル上一日ノ輕易勞働ノ時間數ヲ制限スヘシ但シ

(イ) 日曜日及法定公休日ニ於テハ原則トシテ輕易勞働ヲ禁止シ例外的ノ場合ニ右ノ如キ日ニ於テ之ヲ許ストキハ其ノ勞働時間數ヲ嚴重ニ制限スヘシ

(ロ) 夜間即チ午後九時ヨリ午前六時ニ至ル迄ノ時間ヲ含メル少クトモ繼續十一時間ノ間ハ何等ノ輕易勞働ヲモ許容スヘカラス

第四條

藝術又ハ科學ノ爲各國ノ法令又ハ規則ハ兒童カ舞臺、活動映畫其ノ他ノ公衆娛樂ニ出場スルコトヲ得シムル様各個ノ場合ニ於テ許可ヲ與フルコトニヨリ本條約第二條及第三條ノ規定ニ對シ例外ヲ許容スルコトヲ得但シ

- (イ) 右ノ例外ハ第五條ノ意義ニ於ケル危險ナル勞働ニ付許容スヘカラス
- (ロ) 兒童ノ健康及道德ノ爲竝ニ兒童ノ親切ナル待遇及教育ノ繼續ヲ確保スル爲嚴重ナル保障ヲ規定スヘシ

第五條

勞働ノ性質又ハ之ヲ遂行スルトキノ事情ニヨリ使用セラルル者ノ生命、健康又ハ道德ニ危險ナル職業ニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ヲ以テ本條約第二條所定ノ年齢ヨリモ一層高キ最低年齢ヲ定ムヘシ

第六條

街上商業ニ於ケル勞働ニシテ其ノ勞働條件カ之ニ從事スルニハ一層高キ年齢ヲ必要トスルカ如キモノニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ヲ以テ本條約第二條所定ノモノヨリモ一層高キ最低年齢ヲ定ムヘシ

第七條

本條約ノ規定ノ有效ナル實施ヲ確保スル爲各國ノ法令又ハ規則ハ

- (イ) 各使用者ニ對シ右法令又ハ規則ノ規定スル年齢未満ノ一切ノ被傭者ノ生年月日ヲ詳細ニ記載セル帳簿ヲ備付クルコトヲ命スヘシ尙右ノ年齢ハ本條約ニ規定セラレタル最低年齢ヨリ少クトモ一歳高キモノタルヘシ
- (ロ) 街上商業ニ從事スル規定年齢未満ノ者ノ識別及監督ヲ容易ナラシムル爲適當ナル方法ヲ規定スヘシ
- (ハ) 公ノ検査及監督ノ適當ナル制度ニ付規定スヘシ
- (ニ) 本條約ノ規定ヲ實施スル法令又ハ規則ノ違反ニ對スル罰則ニ付規定スヘシ

第八條

「ザエルサイユ」條約第四百八條及他ノ諸平和條約ノ對當條項ニ依リテ提出セラルヘキ年報ハ

- (イ) 第三條ノ目的ノ爲輕易勞働トシテ各國ノ法令又ハ規則ニ明示セラルル職業ノ表
- (ロ) 第五條及第六條ニ依リ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ第二條所定ノ年齢ヨリモ一層高キ最低年齢ヲ規定セル職業ノ表
- (ハ) 第四條ノ規定ニ從ヒテ第二條及第三條ノ規定ニ對スル例外ヲ許容スルニ至リタル事情ニ關ス

ヲ含ミ本條約ノ規定ヲ實施セル一切ノ法令及規則ニ關スル完全ナル情報ヲ包含スヘシ

工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ニ關スル勸告草案

本總會ハ

従前ノ國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル工業海上及農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ關スル三條約ノ規定セル國際的規律ヲ完全ナラシムル目的ヲ以テ工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ニ關スル條約案ヲ採擇シタル上尙實施ニ關スル一定ノ細目ヲ各國ノ法令又ハ規則ニ委シタル新條約案ノ可及的齊一ナル勵行ヲ確保センコトヲ希望シ

右條約案ノ適用ヲ受クル職業ノ多種多樣ナルト及各國ニ特有ナル氣候、習慣、國民的傳統其ノ他ノ條件ニ應シ之カ實施ノ爲ニ異ル實際的方法ヲ認容スルコトノ必要ナルト否トニ拘ラス尙満足ナル結果ヲ與フヘシト認メ從テ又各締盟國ノ爲ニ指針トナルコトヲ得ヘシト考フル若干ノ手段ニ付考慮スル必要アリト思惟シ此故ニ總會ハ各締盟國カ左ノ規準及方法ヲ考慮スヘキコトヲ勸告ス

一、輕易勞働

(一) 兒童カ教育ノ完全ナル利益ヲ享受スルコトヲ得ルト共ニ彼等ノ身體的、知識的及道德的發達ヲ保障セラルルカ爲ニハ兒童ノ就學ヲ要求セラルル期間可及の大ナル程度迄其ノ使用ヲ制限スルヲ望マシトス

此ノ目的ノ爲各締盟國ニ對シ輕易勞働ニ付テモ尙絕對的ナル最低年齢ノ制限ヲ定ムヘキコトヲ勸告ス右年齢ハ成ル可ク學校卒業ノ年齢ニ近キモノタルヘク十二歳ト定メラルルコトヲ得ヘシ

(二) 更ニ授業時間外ニ於テ兒童ヲ使用シ得ヘキ輕易勞働ノ種類ヲ決定スルニ先チ國ノ權限アル機關ハ關係アル使用者及勞働者ノ主ナル團體ト協議セラレンコトヲ勸告ス、尙此ノ點ニ關聯シ走り使、新開配達、競技又ハ遊戯ノ實行ニ關聯スル臨時ノ仕事、花又ハ果物ノ採取及販賣ノ如キ職業及勞働ヲ考慮セラレ度シ

(三) 輕易勞働ニ兒童ヲ使用スルコトヲ許容スル爲ニハ權限アル機關ハ兩親又ハ後見者ノ承諾、當該勞働ニ對シ體質適當ナル旨ノ醫師ノ證明書及必要ニ應シ學校當局ト豫メ商議スルコトヲ要求スヘシ

(四) 授業時間外ニ於テ輕易勞働ニ使用セラルル兒童ノ一日ノ勞働時間ノ制限ハ一方ニハ學校ノ時間割ヲ他方ニハ當該兒童ノ年齢ヲ考慮シテ按排スヘシ、授業カ午前午後共ニ行ハルル場合ニハ午前ノ授業前、午前ノ授業ト午後ノ授業トノ間及午後ノ授業ノ直後ニ於ケル充分ナル休息ヲ兒童ニ保障スヘ

ク如何ナル場合ニモ充分ノ休憩時間ナキ長時ノ労働ハ禁止セラルベク且労働時間ニ授業時間ヲ加算シタル總時間數ハ一日七時間ヲ超ユルヘカラス
特別ノ場合例外トシテ許容セラルヘキ日曜日及法定公休日ニ於ケル労働時間數ハ一日三時間ヲ超過スヘカラス

二、公衆娛樂ニ於ケル使用

(五) 舞臺、活動映畫其ノ他ノ公衆娛樂ニ於ケル使用ハ原則トシテ十二歳未滿ノ兒童ニ付テハ之ヲ禁止スヘク右ノ規則ニ對スル例外ハ最モ狹キ範圍ニ制限シ藝術又ハ科學ノ爲必要ナル限り之ヲ許容スヘシ

各個ノ場合ニ於テ權限アル機關ヨリ與フル許可證ハ右ノ權限アル機關カ當該労働ノ性質及特殊形態ニ付満足ト認メタルトキ兩親又ハ後見人ノ承諾ヲ得タルトキ及右労働ニ對シ兒童カ體質上適當セルコトノ確認セラレタルトキニ限り之ヲ發スヘシ、右兒童ハ良好ナル待遇ヲ受クルコト及其ノ教育ノ繼續セラレ得ルコトヲモ亦保障セラルヘシ、各許可證ニハ兒童ヲ使用シ得ル時間數ヲ明記シ夜業、日曜日及法定公休日ニ於ケル労働ニ付特別ノ考慮ヲ拂フヘシ、許可證ハ特定ノ娛樂興行又ハ限定セラレタル期間ニ對シ交付セラルヘシ、右期間ハ更新セラルルコトヲ得

三、危險ナル労働

(六) 權限アル機關ハ使用セラルル者ノ生命、健康又ハ道德ニ危險ナル労働ヲ決定スルニ先チテモ亦法令又ハ規則ニ依リ右ノ如キ労働ニ付規定セラルヘキ一層高キ使用年齢ヲ決定スルニ先チテモ關係アル使用者及労働者ノ主ナル團體ト協議スヘシ
右ノ如キ種類ノ労働ノ中ニハ例ヘハ公衆娛樂ニ於ケル或種ノ労働(輕業興行)疾病治療設備ニ於ケル一定ノ労働(傳染又ハ感染ノ危險ヲ伴フ労働)及酒精飲料ヲ販賣スル店舗ニ於ケル労働(顧客ノ應接)等ヲ含マシメラレタシ
特定ノ労働ニ對シ其ノ特殊ノ危險ニ應ジ異ル年齢ヲ決定スヘシ又或ル場合ニハ少女ニ付要求セラルル年齢ハ少年ニ於ケル年齢ヨリモ一層高キモノトセラレタシ

四、街 上 商 業

(七) 上記第三項ニ指示セル一般の原則ハ其ノ條件カ一層高キ最低年齢ヲ定ムル必要アル街上商業ニ於ケル一定ノ労働(例ヘハ呼賣)ニモ亦適用セラルヘシ
五、一定ノ人ニ依ル兒童ノ使用禁止

(八) 兒童ノ道德的利益ヲ保護スル見地ヨリ總會ハ或重大ナル犯罪ノ爲有罪ノ宣告ヲ受ケタル者又ハ甚

シキ大酒家カ自己ノ子女以外ノ兒童ヲ使用スルコトハ假令右ノ兒童カ右ノ如キ者ト同一家庭内ニ居住スル場合ニモ之ヲ禁止センコトヲ勸告ス

六、實 施

(九) 條約案ノ規定ノ實施ヲ容易ナラシムル爲使用ヲ認メラレタル兒童ニ付登録、就業手帳又ハ身元手帳ニ關スル公ノ制度ヲ設クルヲ望マシトス
此等ノ書類ニハ就中兒童ノ年齢其ノ從事スル勞働ノ性質及許可セラレタル勞働時間數ヲ記載スヘシ
街上商業ノ場合ニハ特別ノ徽章ノ着用ヲ規定センコトヲ勸告ス
公衆娛樂ニ使用セララルル兒童ノ場合ニ於テ監督官又ハ検査官ハ斯ル娛樂ノ準備セラレタル又ハ興業セララルル構内ニ立入ルヘキ權限ヲ有セシムヘシ

三 有料職業紹介所ノ廢止ニ關スル諮問事項

(備考—社會局發表ニ據ル)

一、規律ノ形式

- (イ) 條約案、又ハ
- (ロ) 勸 告

二、有料職業紹介所ノ定義

定義ハ商業的ニ經營セラレストモ其ノ周旋ニ對シ料金ヲ徵取スル私的機關ノ維持スル職業紹介所ヲ包含スヘキヤ

定義ハ營利事業トシテ營マルル商業的職業紹介所ニ限ルヘキヤ

定義ハ雇傭主ノミヨリ料金ヲ徵取スル商業的職業紹介所ヲ除外スヘキヤ

三、規律ノ適用範圍

- (イ) 有料職業紹介ノ禁止ノ範圍ハ規律ノ適用ヲ受クヘキ職業ノ一覽ヲ作成スルコトニ依リ限定セラ

- (ロ) 禁止ノ範圍ハ特殊ノ職業ニ付若干ノ例外ヲ設クルコトトシ一切ノ職業ヲ包含スル一般の辭句ニヨリ定義セラルヘキヤ
 例外ノ記述(農業勞働者、著名ナル藝術家カ)
- 四、有料職業紹介所ノ廢止ニヨリ主トシテ影響ヲ受クル職業ニ於ケル職業紹介上ノ必要ニ應スル爲現存公營職業紹介事務ノ調整
- 五、有料職業紹介所廢止ノ期限
 - (イ) 廢止ハ批准後即時ニ實施セラルヘキヤ、又ハ
 - (ロ) 廢止ハ國際的規律ニ依リ定メラルル期限例ヘハ五ケ年以内ニ實施セラルヘキヤ
- 六、有效ナル廢止ニ至ル迄經過期間中ニ執ラルヘキ措置
 - (イ) 規律中ニ挿入セラルヘキ條項ニ依リ各國政府ニ對シ經過期間中有料職業紹介所ノ設立ニ對シ新ナル免許ヲ與ヘ又ハ既ニ與ヘタル免許ノ讓渡ヲ許可セサルコトヲ要求スヘキヤ
 - (ロ) 經過期間中有料職業紹介所ノ活動ヲ監督スル措置ヲ執ルヘキコトヲ明示スヘキヤ、若シ然リトセハ右ノ監督ハ公營職業紹介所ト協力シテ之ヲ行フヘキヤ
- 七、罰則

四 廢疾、養老及寡婦孤兒保險ニ關スル諮問事項 (未定稿)

(備考—社會局發表ニ據ル)

第一、範圍

- 一、雇傭セラルルコトカ其ノ正常ノ職業ナル一切ノ人ニ對スル強制保險ノ原則
 特ニ工業、商業、運輸業、鑛業、農業、林業上ノ諸企業及自由職業ニ雇傭セラルル筋肉勞働者、非筋肉勞働者及徒弟竝ニ家内勞働者及僕婢ニ對スル右ノ原則ノ適用
- 二、除外例ヲ特ニ左ノ場合ニ設クルコトノ可否
 - (イ) 規定ノ限度ヲ超過スル報酬ヲ受クル被傭者
 - (ロ) 職業ノ性質上雇傭セラルル期日ノ短キ季節的勞働者其ノ他ノ一時的勞働者
 - (ハ) 規定ノ年齢ニ達セサル年少勞働者
 - (ニ) 雇傭セラレタル時保險ニ加入スルニハ年齢高キニ過クル勞働者

(ホ) 雇主ノ家族

- 三、自己ノ計算ニ於テ勞働スル人ニ對スル強制保險ノ擴張
- 四、既ニ強制的ニ保險セラレタル者ノ地位

第二、養老年金

年金受給年齢

- 一、一切ノ被保險者ニ對シ均一ナル年齢、又ハ男女若ハ職業ノ別ニ應シ異ル年齢

資格期間

- 二、資格期間ノ原則
- 三、資格期間ノ最長限度
- 四、資格期間ト疾病期間及非任意的失業期間トノ間ノ關係

養老年金ノ計算方法

- 五、一切ノ被保險者ニ對シ均一率ニ依リ定メタル年金、又ハ賃銀竝ニ掛金ノ回數及率ニ應シ異ル年金
- 六、養老年金ノ最低率ノ保證

七、家族扶養ノ責任ニ關スル割増金

- (イ) 家族扶養ノ責任ニ關スル割増金ノ原則
- (ロ) 被扶養者ノ種類—規定ノ年齢ニ達スル迄ノ年金受給者ノ子女、規定年齢以上ノ年金受給者ノ妻
- (ハ) 割増金ノ計算方法—均一率ニ依ル割増金、又ハ年金ノ率ニ從ヒ異ル割増

第三、癱疾年金

癱疾ノ定義

- 一、癱疾ノ概念—一般的勞働不能又ハ職業不能
- 二、年金ヲ受クル資格アル癱疾ノ程度

- (イ) 全部の不能又ハ部分的不能
- (ロ) 年金ヲ受クル資格アル癱疾程度ノ決定

資格期間

- 三、資格期間ノ原則
- 四、資格期間ノ最長限度

五、資格期間ト疾病期間及非任意失業期間トノ間ノ關係
廢疾年金ノ計算方法

六、一切ノ被保險者ニ對シ均一率ニ依リ定メタル年金、又ハ貸銀竝ニ掛金ノ回數及率ニ應シ異ル年金

七、廢疾年金ノ最低率ノ保證

八、廢疾者カ絶エス他人ノ看護ヲ必要トスル場合ノ補給

九、家族扶養ノ責任ニ關スル割増金

第四、寡婦孤兒其ノ他ノ遺族ニ對スル年金

被保險者ノ履行スヘキ給付ノ條件

(資格期間)

一、資格期間ノ原則

二、資格期間ノ最長限度

三、資格期間ト疾病期間及非任意的失業期間トノ間ノ關係

年金ヲ受クル資格アル遺族ノ種類

四、被保險者ノ寡婦ニ對スル年金

結婚ノ期日及繼續期間、廢疾、年齢及家族扶養ノ責任ニ關スル條件

五、被保險者タル妻ニ依リテ生活ヲ支持セラレ居リタル廢疾ノ鰥夫ニ對スル年金

六、被保險者ノ子女ニ對シ規定ノ年齢ニ達スル迄又ハ廢疾者ナルトキハ年齢ニ關セス給付セララルヘキ
年金

遺族年金ノ計算方法

七、均一率ニヨリ定メラレタル年金、又ハ被保險者ノ貸銀竝ニ被保險者ニ關シテ支拂ハレタル掛金ノ
回數及率ニ應シ異ル年金

八、遺族ノ員數ヲ考慮セスシテ算出シタル包括的年金ヲ遺族間ニ分配スルコト、一般被保險者ニ支拂
ハルル年金ノ總額ヲ制限スル法定最高限度ニ從ヒタル上同一種類ニ屬スル一切ノ遺族ニ對シテハ均
一ナル率ニヨリテ各遺族ニ年金ヲ給付スルコト

九、遺族年金ノ最低率ノ保證

第五、現物給付

一、被保險者ノ健康ノ爲ニ癱疾、養老及寡婦孤兒保險ノ行フ活動
二、直接ノ活動

(イ) 癱疾ヲ輕減シ又ハ遲延セシムル爲ノ治療給付

(ロ) 個々ノ場合ニ於ケル豫防上ノ給付

三、間接ノ活動

(イ) 社會的疾ノ豫防運動ニ於ケル參加

(ロ) 醫療設備ノ發達

第六、年金受給權利ノ喪失停止及消滅

一、保險機關ニ對スル詐欺、罪惡又ハ故意ノ過失ヲ行フコト

二、社會保險ノ一體系ノ下ニ保險セラレタル數種ノ事故ノ發生又ハ數體系ノ下ニ保險セラレタル一事故ノ發生ニ因リ生スル併存的權利ノ禁止

三、公共ノ費用ニ依ル受給者ノ生活支持

四、年金ヲ給付セラルヘキ條件ノ消滅—癱疾ノ回復又ハ寡婦ノ再婚

第七、財 源

一、被保險者掛金ノ原則

二、雇主掛金ノ原則

三、官憲ノ補助ノ原則

四、被保險者ノ掛金ト雇主ノ掛金トノ關係

第八、管 理 機 關

一、利益ヲ目的トシテ經營セラレサル機關ニ依ル強制保險ノ管理

(イ) 官憲ニヨリテ設置セラルル機關

(ロ) 關係當事者又ハ其ノ團體ノ發起ニヨリテ設ケラルル機關ノ認可條件、掛金ノ積立及不時準備金、再保險機關ヘノ加入

二、保險機關ノ自治ノ原則

(イ) 財政上ノ事項ニ於ケル自治—保險機關ノ基金ヲ公共ノ基金ヨリ分離スルコト

- (ロ) 行政上ノ事項ニ於ケル自治—保險機關ノ管理ニ關係當事者ノ代表者ノ參加スルコト
- 三、關係當事者ノ代表者ニ依リテ行ハルル管理ニ對シ官憲カ財政上及行政上ノ監督ヲナスコト

第九、紛争ノ解決

- 一、受給權利ニ關シ紛争ノ起リタル場合被保險者及其ノ遺族ニ對シ抗訴ノ權利ヲ確保スルコト
- 二、受給權利ニ關スル紛争ノ解決ハ特別ノ裁判所ニ付託スルヲ可トスルコト

第十、外國人ノ地位

- 一、國籍人及外國人勞働者ノ待遇均等ノ原則
- 二、待遇均等ノ原則ヲ
 - (イ) 一切ノ外國人ニ
 - (ロ) 一般的國際條約ヲ批准セル國家ノ國籍ヲ有スル者ノミニ擴張スルコト
- 三、待遇均等ノ原則ヲ

- (イ) 強制保險ニ加入ノ許可
- (ロ) 掛金ニ關スル規程
- (ハ) 給付ニ關スル規定
- (ニ) 保險機關ノ管理ニ於ケル參加ニ適用スルコト

第十一、年金受給權利ト外國居住

- 一、居住ニ關スル條件ナクシテ受給權利ヲ保持セシムルノ原則
- 二、右ノ原則ノ適用ヲ居住條件ノ廢棄ヲ規定セル國際條約ヲ批准スル國ノ國民ニ制限スルコト

第十二、移民力取得ノ中途ニアル年金受給權利ノ維持

- 一、一國ヨリ他國ニ移ル被保險者ノ受給權利ノ維持ノ原則
- 二、受給權利ノ維持ノ原則ヲ
 - (イ) 國籍ノ如何ニ拘ラス一切ノ被保險者ニ

(ロ) 受給權利ノ維持ノ原則ヲ認ムルコトヲ規定セル國際條約ヲ批准スル國ノ國民タル被保險者ニ適用スルコト

三、國際的規律ニ於テ承認セラルヘキ受給權利ノ維持ノ手段ノ選擇

(イ) 掛金ノ移讓

(ロ) 各國ニ於ケル權利ノ維持及夫々ノ保險機關ノ間ニ於ケル年金支拂ノ責任ノ分擔

(ハ) 既得權利ニ相當スル資金ノ移讓

四、掛金ノ移讓

(イ) 移讓ノ場所—被保險者カ國籍ヲ有スル國ノ保險機關、被保險者カ最初ニ保險ニ加入スル義務ヲ負フニ至リシ國ノ保險機關

(ロ) 移讓ノ期間又ハ期日—定期(例ヘハ毎年)ノ移讓、被保險者カ國ヲ去ル日ニ於ケル移讓

(ハ) 年金受給權利ノ計算方法—掛金ノ移讓ヲ受ケタル保險機關カ受給權利ヲ計算スルニ當リ據ルヘキ原則

五、各國ニ於ケル權利ノ維持

(イ) 資格期間及保險ノ繼續性ノ維持—資格期間ヲ計算シ且保險ノ繼續性ヲ維持スル爲ニ異ル國々ニ

於テ完了セラレタル保險期間(及類似ノ期間)ヲ累計スルコト

(ロ) 夫々ノ保險機關ノ負フ年金支拂ノ責任ノ計算—各法規ノ下ニ一定セル年金合成分子ハ時間按分比ニ依リテ換算シ又掛金ノ回數及率ニ應シ異ル年金合成分子ハ各國ノ保險機關ヨリ各自國ノ法規ニ從ヒテ支拂フコト

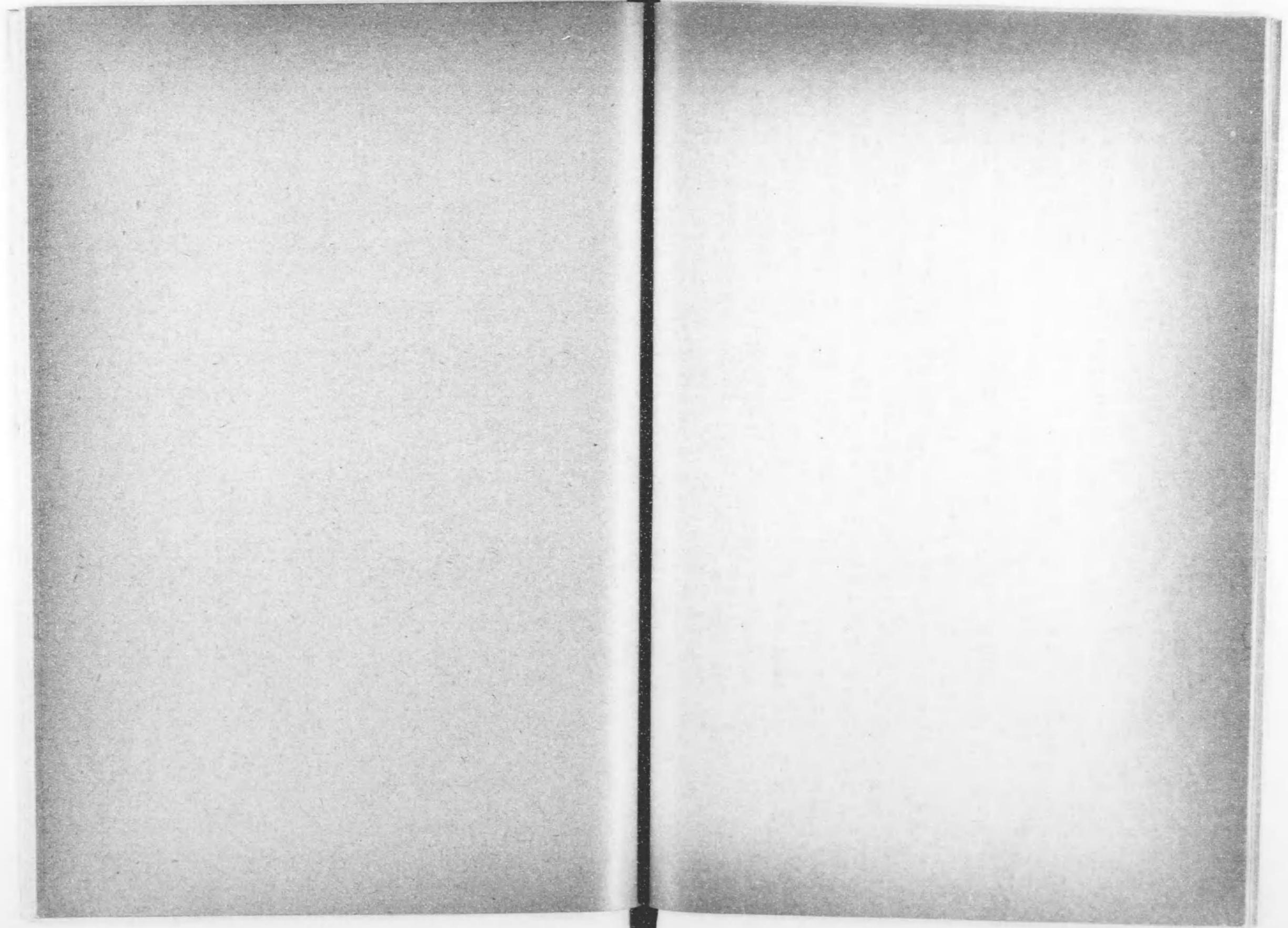
(ハ) 保護條項—被保險者ノ受クル年金ノ合計ハ右ノ者カ或一國ノ法規ノ下ニ其國ニ於テ完了シタル保險期間ノミニ基キテ受クルコトヲ得ヘキ年金ト少クトモ同等タルヘキコトヲ保證スル規定

六、既得權利ニ相當スル資金ノ移讓

(イ) 被保險者カ保險機關ヲ離脱スル際ニ於ケル既得權利ニ相當スル資金ノ決定

(ロ) 資金移讓ノ期日—被保險者カ他國ニ移住スル際ニ於ケル移讓、保險事故ノ發生シタル際ニ於ケル移讓

(ハ) 年金ノ計算方法—資金ノ移讓ヲ受ケタル保險機關ノ支拂フヘキ年金ノ計算



五、船舶ノ荷積又ハ荷卸ニ使用セララルル労働者ノ災害ニ對スル保護ニ關スル條約案ニ對スル修正案

- (一) 第二條所定ノ寸法一〇パーセント以内ニ於テ減少ヲ許ス規定ノ追加
- (二) 第三條第三項第二號ヲ左ノ通改ム
- 「批准當時使用中ノモノハ七五種以上ノ支持物ヲ兩側ニ有スルトキハ引續キ使用スルコトヲ得」
- (三) 第五條第二項(イ)ニ左ノ通追加
- 「梯子ノ踏面カ少クトモ十一種半ノ深サ及二十五種ノ幅ヲ有シ堅固ナル手掛ヲ有スル場合ニハ右間隙ヲ要セス」
- (四) 同項ニヘテ追加ス
- (イ)及(ニ)ノ寸法ハ十パーセント以内ニ於テ減少スルモ充分ト認ム」
- (五) 同條第五項ヨリ「之ヲ縁材ニ定着セシムル爲ノ」ヲ削除
- (六) 第五條第七項削除

第十六條ノ適用期限四年トアルヲ「合理的ニシテ且實行シ得ル限り適用スヘシ、但シ五年ヲ超ユヘカラス」ト改ム

(七) 第六條中第一項ヲ左ノ通改ム

「勞働者カ作業ノ爲船上ニ在ル間ハ甲板面ヨリ艙底迄ノ深サ五フィート(一・五メートル)ヲ超ユル貨物用船艙ニシテ勞働者ノ出入シ得ルモノノ艙口ハ開キ置カレ且無保護ニ放置セサルヘシ一切ノ該艙口ニシテ正味二フィート六インチ(七十五センチメートル)ノ高サ迄縁材ヲ以テ保護セラレサルモノハ貨物、石炭又ハ其ノ他ノ原料ノ通過ニ使用セラレサル限り三フィート(九十センチメートル)ノ高サ迄堅固ニ柵ヲ施サルカ又ハ堅固ニ覆蓋セララルヘシ」

第三項ヲ左ノ通り改メ之ヲ第二項トス(原案第二項ハ第三項トナル)

「尤モ本條ノ要件ハ食事時間又ハ就業時間中ノ其ノ他ノ短キ作業中斷ノ間ハ適用セラレサルモノトス」

第四項ヲ左ノ通追加ス

「本條ニ依ル高サノ條件ハ一〇パーセント以内ノ不足ハ之ヲ充分ナルモノト看做ス」

(八) 第八條第二號ニ「機械的ニ移動シ又ハ頗ル輕キ場合ヲ除キ」ヲ追加ス

(九) 第九條第一號ニ「破損ニ關スル安全率ハ證明書ニ明示シ又ハ證明書ノ數字ニ依リ判明スルコトヲ要ス」ヲ附加ス

第九條第三號(イ)ヨリ「鎖以外ノモノヲ削除」

(十) 第九條第七號ニ「機械力ニ依リ動サレ適當ナルヴァルフ(Walve)又ハ反動裝置ヲ有スルクレーン(Crane)及ウインチ(Winch)ハ制動機ヲ有スルコトヲ必要トスル意味ニ非ス」トノ條項追加

第九條「動臂起重機ノ足場逸脱防止ノ適當ナル裝置ヲ必要トスル」一項挿入

(三) 第九條ニ「第一號及第三號ニ規定セラレタル資格アル者ハ各締盟國ニ依リ任命又ハ承認セラレ必要ナル場合ニハ特ニ任命セラレタル官憲ニ依リ監督セララルヘシ」ノ一項挿入

(四) 第十一條第四號ヲ左ノ通改ム

「仕事ノ開始以前ニ艙口ノ梁ヲ除去シ又ハ其ノ轉位ヲ防ク爲堅ク之ヲ定著シ置クヘシ」

(五) 第十一條第七號末尾ノ括弧内ノ字句ヲ除キ左ノ一項ヲ附加スヘシ

「樽ノ構造及性質上危険無キ場合ニ非サレハ鈎ヲ掛クルコトヲ得ス」

(六) 第十一條第八號ニ「右特別ノ場合ハ國內法ノ決定スル處ニ依ル」ヲ附加

(七) 第十五條ノ次ニ左ノ如キ新條ヲ設ク

「船籍國 (Membre d'out bat pavillon) ノ交付シタル許可書又ハ之ト同價値ノ書類ヲ備フル船舶ハ他ノ締盟國ノ港ニ於テハ本條約ノ規定ニ從フ」

其ノ國內法ノ規定ニ依ル其ノ國ノ船舶ト同一ノ取扱ヲ受ケ且右許可書其ノ他ノ書類ハ各國ニ依リ其ノ國ノ船舶ニ交付セルモノト同一ニ看做サルヘシ從テ右許可書又ハ書類ヲ備フル船舶ハ其ノ備付ノ有無ノ検査以外ノ監督ニ服スルコトナシ但シ當該官憲ニシテ作業具カ船籍國立法ニ依ル條件ヲ備ヘサル爲作業ノ繼續カ明ニ自國ノ労働者ニ危険ヲ及ホシ又ハ明カニ災害豫防ニ必要ナル非恒久的性質ノ措置カ講セラレ居ラスト思惟スルトキハ該官憲ハ必要ナル措置ノ講セラルル迄之ヲ中止スルコトヲ得官憲カ右措置ヲ爲ス場合ニ於テハ船籍國領事ニ之ヲ通告シ其ノ干涉ヲ必要ト爲セル事情ヲ説明スヘシ」

參考

船舶ノ荷積又ハ荷卸ニ使用セラルル労働者ノ 災害ニ對スル保護ニ關スル條約案

國際聯盟ノ國際労働機關ノ總會ハ

國際労働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第二項目タル船舶ノ荷積又ハ荷卸ニ使用セラルル労働者ノ災害ニ對スル保護ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルヘキモノナルコトヲ決定シ國際労働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルカ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十九年六月二十一日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

本條約ニ於テ

(一) 「作業」ト稱スルハ當該労働ノ行ハルル海港若ハ内水港、船渠、波止場、岸壁又ハ類似ノ場所ニ於テ軍艦以外ノ

一切ノ船舶（海洋航行ニ従事スルモノト内水航行ニ従事スルモノトヲ問ハス）ノ荷積又ハ荷卸ノ爲ニ陸上又ハ船上ニ於テ遂行セラルル労働ノ全部又ハ其ノ一部ヲ謂ヒ且包含ス又

(二) 「労働者」ト稱スルハ右ノ作業ニ使用セラルル一切ノ者ヲ謂フ

第二條

労働者カ作業ノ行ハルル就業場所ヘノ往復ニ使用スヘキ船渠、波止場、岸壁又ハ類似ノ構内ヲ通スル一切ノ正規ノ通路及陸上ニ於ケル一切ノ右ノ如キ就業場所ヘ之ヲ使用スル労働者ノ安全ヲ適當ニ考慮シテ維持セラルヘシ

特ニ

(一) 陸上ニ於ケル一切ノ前記ノ就業場所及最モ近キ公衆用道路ヨリ該就業場所ニ通スル前記ノ通路ノ一切ノ危険ナル部分ハ安全且有效ニ照明セラルヘク

(二) 第三條ニ掲ケラルル通行手段ニ通スル障害ナキ通路ヲ維持スル爲波止場及岸壁ハ常ニ充分ニ物品ヲ取除キ置カルヘク

(三) 波止場又ハ岸壁ノ端ニ沿ヒ空地ノ存スルトキハ右空地ハ少クトモ三フィート（九十センチメートル）ノ幅ヲ有シ且固定ノ建設物、設備及装置ニシテ使用中ノモノ以外ノ一切ノ障害物ヲ取除カルヘク又

(四) 交通及労働ヲ考慮シテ實行シ得ル限り

(イ) 前記ノ通路及就業場所ノ一切ノ危険ナル部分（例ヘハ危険ナル切目、隅角及縁端）ニハ二フィート六インチ（七十五センチメートル）以上ノ高サ迄適當ニ柵ヲ施スヘシ



(ロ) 橋上、戸舟上及船渠開門上ノ危険ナル歩道ニハ各側ニ二フィート六インチ（七十五センチメートル）以上ノ高サ迄柵ヲ施スヘク且右柵ハ兩端ニ於テ充分ナル距離迄延長セラルヘシ右距離ハ五ヤード（四・五メートル）ヲ超ユルコトヲ要セサルヘシ

第三條

(一) 船舶カ作業ノ爲岸壁又ハ他ノ船舶ニ横着ケト爲リ居ル場合ニハ労働者カ該船舶ニ往復スヘキ時其ノ使用ノ爲安全ナル通行手段ヲ設クヘシ但シ特別ノ装置カ設ケラレストモ労働者カ不當ノ危険ニ曝サレサルカ如キ狀況ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

(二) 右通行手段ハ左ノモノタルヘシ

(イ) 適當ニ實行シ得ル場合ニハ舷梯、歩板又ハ類似ノ構造物
其ノ他ノ場合ニハ梯子

(三) 本條(二)イニ明示セラルル装置ハ少クトモ二十二インチ（五十五センチメートル）ノ幅ヲ有シ、其ノ轉位ヲ防ク爲適當ニ固定セラレ、過度ノ急角度ニ傾斜セシメラレス、良質ノ且良好ナル状態ノ材料ヲ以テ造ラレ且兩側ニ正味二フィート九インチ（八十二センチメートル）以上ノ高サ迄全長ニ互リ堅固ニ柵ヲ施サレ又ハ舷梯ニ付テハ一方ノ側カ舷側ニ依リ適當ニ保護セラルル限リ他方ノ側ニ同一ノ高サ迄堅固ニ柵ヲ施サルヘシ

尤モ前記ノ装置ニシテ本條約ノ批准ノ日ニ於テ使用中ノモノハ左ノ期間内引續キ其ノ使用ヲ許サルヘシ

(イ) 右装置カ兩側ニ少クトモ正味二フィート八インチ（七十五センチメートル）ノ高サ迄柵ヲ施サレアルトキハ

右柵ノ取替ヘラルル迄

三六

(ロ) 右装置カ兩側ニ少クトモ正味ニフイート六インチ(七十五センチメートル)ノ高さ迄柵ヲ施サレアルトキハ批准ノ日ヨリ一年間

(四) 本條(ロ)ニ明示セラルル梯子ハ充分ノ長さ及強力ヲ有シ且適當ニ固定セラルヘシ

(五) 本條ノ規定ノ除外例ハ本條ニ明示セラルル装置カ労働者ノ安全ノ爲必要ナラスト權限アル機關カ認ムルトキハ右機關ニ依リ許サルルコトヲ得

(六) 本條ノ規定ハ作業ニ専用セラルル際ノ貨物用足場又ハ貨物用歩板ニハ適用セラレサルヘシ
労働者ハ本條ニ依リ明示セラレ又ハ許サルル手段以外ノ通行手段ヲ使用セサルヘク又ハ使用スルコトヲ要セサルヘシ

第四條

労働者カ作業ノ爲水上ヲ船舶ニ往復スルコトヲ要スル場合ニ於テハ労働者ノ安全ナル運送ヲ確保スル爲適當ナル措置(運送ノ目的ニ使用セラルル船舶ニ依リ遵守セラルヘキ條件ヲ含ム)ヲ規定スヘシ

第五條

(一) 甲板面ヨリ船底迄ノ深サ五フイート(一・五メートル)ヲ超ユル船艙中ニ於テ労働者カ作業ヲ行フコトヲ要スルトキハ其ノ使用ニ供スル爲甲板ヨリ船艙ニ至ル安全ナル通行手段ヲ設クヘシ

(二) 右通行手段ハ通常梯子ニ依ルヘク該梯子ハ左ノ條件ニ適合スルニ非サレハ安全ナルモノト看做サレサルヘシ

(イ) 梯棧ノ背後ニ充分ナル間隔ヲ存スルカ(隔壁及圍壁艙口ニ掛クル梯子ニ付テハ右間隔ハ四インチ半(十一センチメートル半)以上タルヘシ)又ハ堅固ナル足掛及手掛ノ爲適當ナル幅ヲ有スル梯棧ヲ全長ニ互リ具フルコト

(ロ) 艙口ノ障碍ト爲ラサル爲ニ適當ニ必要ナル程度ヲ超エテ甲板ノ下ニ於テ引込メ置カレサルコト

(ハ) 縁材ニ於ケル堅固ナル手掛及足掛ノ爲ノ設備(例ヘハ棧又ハ壺)ニ連絡シテ一線ヲ成セルコト

(ニ) 縁材ニ於ケル右設備ハ十インチ(二十五センチメートル)ノ幅ニテ四インチ半(十一センチメートル半)以上突出スルコト、及

(ホ) 別別ノ梯子ガ下層甲板間ニ設ケラルル場合ニハ該梯子ハ最上層甲板ヨリノ梯子ト實行シ得ル限り一線ヲ成セルコト

尤モ船舶ノ構造ニ依リ梯子ノ備附カ適當ニ實行セラレ得サルトキハ權限アル機關ハ他ノ通行手段ヲ許容スルコトヲ得但シ該通行手段ハ適用シ得ル限り梯子ニ關シ本條ニ定メラルル條件ニ適合スヘキモノトス

(三) 縁材ノ傍ニ於テハ右通行手段ニ達スル爲充分ナル障碍ナキ通路ヲ存シ置クヘシ

(四) 軸隧道ニハ兩側ニ適當ナル手掛及足掛ヲ設クヘシ

(五) 梯子カ甲板ナキ船舶ノ船艙ニ於テ使用セラルヘキトキニハ之ヲ供給スルハ作業請負人ノ義務タルヘシ該梯子ニハ之ヲ縁材ニ定著セシムル爲ノ鈎又ハ之ヲ固定セシムル爲ノ他ノ手段ヲ頂端ニ設クヘシ

(六) 労働者ハ本條ニ依リ明示セラレ又ハ許サルル手段以外ノ通行手段ヲ使用セサルヘク又ハ使用スルコトヲ要セサルヘシ

三七

(七) 本條約ノ批准ノ日ニ存在スル船舶ハ本條約ノ批准ノ日ヨリ四年ヲ超エサル期間内本條(二イ)及(ニ)ノ寸法ノ遵守竝ニ(四)ノ規定ノ適用ヲ免除セラルヘシ

第六條

勞働者ガ作業ノタメ船上ニアル間ハ甲板面ヨリ船底迄ノ深サ五フィート(一・五メートル)ヲ超ユル貨物用船艙ニシテ勞働者ノ出入シ得ルモノノ艙口ハ開キ置カレ且無保護ニ放置セラレサルヘシ一切ノ該艙口ニシテ正味二フィート六インチ(七十五センチメートル)ノ高サ迄縁材ヲ以テ保護セラレサルモノハ該艙口ニ於ケル作業ニ障害ナキ限り三フィート(九十センチメートル)ノ高サ迄堅固ニ柵ヲ施サルカ又ハ堅固ニ覆蓋セララルヘシ
甲板ニ在ル他ノ開口ニシテ勞働者ニ危險ナルコトアルヘキモノヲ保護スル爲必要ナルトキハ類似ノ措置ヲ執ルヘシ
尤モ本條ノ要件ハ適當且充分ナル監視カ付セラレ居ル間ハ適用セラレサルモノトス

第七條

作業カ船上ニ於テ行ハルコトヲ要スルトキハ船舶ヘノ通行手段及勞働者カ就業シ居ル船内ノ一切ノ場所又ハ勞働者ガ其ノ就業中赴クコトヲ要スルコトアルヘキ船内ノ一切ノ場所ハ有效ニ照明セララルヘシ
照明手段ハ勞働者ノ安全ヲ害セス又他ノ船舶ノ航行ヲ妨ケサルカ如キモノタルヘシ

第八條

艙口蓋及艙口蓋用梁ヲ移動シ又ハ原位置ニ復スルコトニ從事中ノ勞働者ノ安全ヲ確保スル爲
(一) 艙口蓋及艙口蓋用梁ハ良好ナル狀態ニ維持セラルヘシ

- (二) 艙口蓋ハ其ノ大サ及重サニ應シ適當ナル把手ヲ附セラルヘシ
- (三) 艙口蓋用梁ハ之ヲ移動シ及原位置ニ復セシムル爲ノ適當ナル裝置ニシテ勞働者カ該裝置ノ調整ノ爲右梁ノ上ニ乗ルコトヲ要セサルカ如キ性質ノモノヲ具フヘシ
- (四) 一切ノ艙口蓋竝ニ縱横ノ梁ハ相互ニ轉用シ得サルモノナル限り其ノ屬スル甲板及艙口蓋ニ之ニ於ケル其ノ位置ヲ指示スル爲明瞭ニ標示シ置カルヘシ
- (五) 艙口蓋ハ貨物用足場ノ組立ノ爲又ハ艙口蓋ノ損傷ヲ生セシムルコトアルヘキ他ノ目的ノ爲ニ使用セラレサルヘシ

第九條

荷揚用機械又ハ之ニ附隨シテ使用セラルル固定若ハ遊動ノ裝置カ安全ナル使用狀態ニ在ルニ非サレハ陸上又ハ船上ニ於ケル作業ニ使用セラレサルコトヲ確保スル爲適當ナル措置ヲ規定スヘシ

特ニ

- (一) 右機械、之ニ附屬スル船上固定裝置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルモノ竝ニ之ニ附隨シテ使用セラルル鎖及鋼索ハ使用ニ供セラルルニ先チ、規定セラレタル方法ニ於テ且資格アルモノニ依リ充分ニ検査セラレ及試験セラルヘク且其ノ安全荷重ハ證明セラルヘシ
- (二) 陸上ニ於テ使用セラルルト船上ニ於テ使用セラルルトヲ問ハス一切ノ荷揚用機械及之ニ附屬スル一切ノ船上固定裝置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルモノハ使用ニ供セラレ始メタル後左ノ如ク精査セラレ又ハ

検査セラルヘシ

- (イ) 「デリック」「グース・ネック」、橋ノ帶金、「デリック」ノ帶金、「アイボルト」、「スパン」及取外シノ特ニ困難ナル他ノ固定装置ハ四年毎ニ精査セラレ且十二月毎ニ検査セラルルコト
 - (ロ) 一切ノ荷揚用機械(例ヘハ起重機、揚貨機)、滑車、「シャックル」及(イ)ニ含まレサル他ノ一切ノ附屬装置ハ十二月毎ニ精査セラルルコト
- 一切ノ遊動装置(例ヘハ鎖、鋼索、錨、鈎)ハ前三月以内ニ検査セラレタルニ非サレハ使用ニ先チ其ノ都度検査セラルヘシ
- 鎖ハ結節ヲ作ルコトニ依リテ短クセラレサルヘク且鋭キ縁端ニ依リ毀損セラルルコトヲ防止スル爲注意ヲ拂フヘシ
- 鋼索ニ於ケル嵌環又ハ編環ハ子繩全體ノ三回以上ノ編込ヲ有シ且各子繩ヨリ鋼線ノ半數ヲ切り殘シタルモノノ二回以上ノ編込ヲ有スルモノタルヘシ但シ右要件ハ右ニ規定セラルル方式ト同一ノ效力アルコトヲ示シ得ヘキ他ノ編込方式ヲ妨クルニ至ラサルヘシ
- (三) 鎖及各國ノ法令又ハ規則ニ依リ明示セラルル類似ノ装置(例ヘバ鈎、錨、「シャックル」、「スウィヴル」)ハ資格アル者ノ監督ノ下ニ左ノ如ク燒鈍セラルヘシ但シ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルコトアルヘキ他ノ充分ナル處理ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- (イ) 船舶ニ備附ケラルル鎖及右装置ニ付テハ

- 第一、通常使用セラルル半インチ(十二ミリメートル半)以下ノ鎖又ハ装置ハ少クとも六月毎ニ一回
 - 第二、通常使用セラルル其ノ他ノ一切ノ鎖又ハ装置(「スパン、チェーン」ヲ含ムモ「デリック」又ハ橋ニ附屬セル「ブライドル、チェーン」ヲ除ク)ハ少クとも十二月毎ニ一回
- 尤モ右装置ニシテ人力ニ依リ動サル起重機及他ノ荷揚用装置ニ於テ専用セラルルモノニ付テハ第一ノ六月ニ代フルニ十二月又第二ノ十二月ニ代フルニ二年ヲ以テスヘク
- 又權限アル機關ハ鎖以外ノ右装置ノ大サ、設計、材料又ハ使用頻繁ナラサルコトノ理由ニ依リ燒鈍ニ關スル本項ノ要件ヲ労働者ノ保護ノ爲必要ナラスト認ムルトキハ證明書(該機關カ其ノ裁量ヲ以テ取消スコトヲ得ルモノ)ニ依リ、該證明書ニ明示セラルルコトアルヘキ條件ノ下ニ該装置ニ對シ右要件ヲ免除スルコトヲ得
- (ロ) 船舶ニ備附ケラレサル鎖及右装置ニ付テハ
- 右ノ鎖及装置ノ燒鈍ヲ確保スル爲措置ヲ規定スヘシ
 - (ハ) 船舶ニ備附ケラルルト否トヲ問ハス右ノ鎖及装置ニシテ延長セラレ變更セラレ又ハ鍛接ニ依リ修繕セラレタルモノニ付テハ其ノ都度試験セラレ且再検査セラルヘシ
- 當該機械及装置ノ安全状態ニ付一應充分ノ證據トナル適法ニ認證セラレタル記録ニシテ安全荷重竝ニ本條(一)及(二)ニ掲ケラルル試験及検査ノ及(三)ニ掲ケラルル燒鈍又ハ他ノ處理ノ日附及結果ヲ明示スルモノヲ場合ニ應シ陸上又ハ船舶ニ保存スヘシ
- 右記録ハ當該權限アル者ノ要求アルトキハ該記録ノ保管者ニ依リ提示セラルヘシ

- (五) 一切ノ起重機、「デリック」、「チェーン」、スリング」及船上ニ於テ使用セラルル類似ノ荷揚用装置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ明示セラルルモノニハ安全過重ヲ明瞭ニ標示シ置クヘシ「チェーン」、スリング」ニ安全過重ヲ標示スルニハ鎖又ハ之ニ固著セシメタル耐久性材料ノ札若ハ環ニ明瞭ナル數字又ハ文字ヲ以テスヘシ
- (六) 一切ノ原動機、齒車、鎖ニ依ルカ又ハ摩擦ニ依ル聯動装置、軸系、帶電體及汽管ニハ此等ノモノカ其ノ位置及構造ニ依リ、堅固ニ柵ヲ施サレタル場合ト同様ニ使用セラルル一切ノ労働者ニ對シ均シク安全ナルコトノ立證セラレ得ルニ非サレハ船舶ノ安全ナル操作ヲ妨クルコトナクシテ實行シ得ル限リ堅固ニ柵ヲ施スヘシ
- (七) 起重機及揚貨機ニハ揚卸作業中荷物ノ不意ノ降下ヲ豫防スヘキ有效ナル装置ヲ施スヘシ
- (八) 一切ノ起重機及揚貨機ヨリ發スル廢汽及之ニ送ラルル生汽カ労働者ノ使用セラルル就業場所ノ何レノ部分ヲモ隠蔽タラシムルコトヲ豫防スル（生汽ニ付テハ實行シ得ル限リ）爲適當ナル措置ヲ執ルヘシ

第十條

動力ニ依リ運轉セラルルモノナルト他ノ方法ニ依リ運轉セラルルモノナルトヲ問ハス、荷揚用若ハ運搬用ノ機械ヲ操縦シ又ハ該機械ノ操縦者ニ信號ヲ爲シ又ハ揚貨機ノ末端若ハ捲胴ニ於ケル貨物用吊索ヲ受持ツニハ充分資格アリ且信頼シ得ル者ノミ使用セラルヘシ

第十一條

- (一) 荷物ハ荷揚用機械ニ吊ラレタル儘放置セラレサルヘシ但シ該荷物カ斯ク放置セラルル間該機械ヲ現ニ擔當シ居ル資格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

- (二) 労働者ノ安全ニ必要ナル場合ニ於ケル信號手ノ使用ニ付適當ナル措置ヲ規定スヘシ
- (三) 貨物ノ堆積、取崩、積付及取出ノ際ノ操作ノ又ハ之ニ關聯セル取扱ノ危險ナル方法ヲ豫防スル爲適當ナル措置ヲ規定スヘシ
- (四) 荷物カ梁ニ衝突スルコトニ依リ労働者ニ對シ生スル危險ヲ避クルニ充分ナル大サヲ艀口カ有スルニ非サレハ該艀口ニ於ケル操作ノ開始セラルルニ先キ該艀口ノ梁ヲ取外スヘシ尤モ梁カ取外サレサルトキハ該梁ハ其ノ轉位ヲ防ク爲堅固ニ取附ケラルヘシ
- (五) 労働者カ艀船又ハ甲板間ニ於テ石炭又ハ他ノ散荷ノ取扱ニ使用セラルル場合ニ於テ其ノ脱出ヲ容易ナラシムル爲注意ヲ拂フヘシ
- (六) 足場ハ堅牢ニ造ラレ適當ニ支ヘラレ且必要ニ應シ堅固ニ取附ケラルルニ非サレハ作業ニ使用セラレサルヘシ手車ハ不安全ナル程度ニ急角度ナル足場ノ上ニ於テ船舶ト陸地トノ間ノ貨物ノ運搬ニ使用セラレサルヘシ足場ハ労働者ノ滑ルコトヲ豫防スル爲必要ニ應シ適當ナル材料ヲ以テ處理セララルヘシ
- (七) 船艀内ノ就業區域ガ艀口ノ方形内ニ限ラルトキハ貨物ヲ「スリング」ヨリ取外シ又ハ之ニ取集ムル爲ノ場合ヲ除キ棉花、羊毛、「コルク」、麻袋又ハ他ノ類似ノ物品ノ包ノ帶又ハ緊縛ニ鈎ヲ掛クヘカラス（又樽ニ「カン」、フック」ヲ掛クヘカラス）
- (八) 如何ナル種類ノ装置タリトモ所有者又ハ其ノ責任アル代理者カ明ニ許容シタル特別ノ場合ヲ除キ安全荷重ヲ超エテ負荷セラレサルヘシ右特別ノ場合ノ記録ハ保存セララルヘシ

(九) 變化スル能力(例へハ臂ノ揚卸ニ依リ角度ニ應シテ變化スル負荷能力)ヲ有スル陸上起重機ニ付テハ自動表示装置又ハ臂ノ傾斜角度ニ應スル安全荷重ヲ示ス表ヲ起重機ニ備付クヘシ

第十二條

各國ノ法令又ハ規則ハ労働者カ物品ニシテ其ノ固有ノ性質若ハ其ノ當時ノ状態ニ依リ夫レ自體生命若ハ健康ニ危険ナルモノヲ取扱ヒ又ハ其ノ附近ニ於テ就業シ又ハ右ノ如キ物品カ積付ケラレタル場所ニ於テ就業スルコトヲ要スルトキハ各場合ノ事情ヲ考慮シタル上労働者ノ適當ナル保護ヲ確保スルニ必要ナリリト認メラルルコトアルヘキ注意事項ヲ規定スヘシ

第十三條

作業ノ爲屢使用セラルル船渠、波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於テハ地方的事情ヲ考慮シテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ規定セラルヘキ施設ハ救急ヲナスコト及重大ナル災害ノ場合ニ於テ最モ近接セル治療所ニ移送スルコトヲ速ニ確保スル爲ニ利用セラレ得ヘシ充分ナル救急用品ハ就業時間中ニ於ケル即時ノ使用ノ爲ニ適シ且容易ニ入手セラレ得ル状態及位置ニ於テ構内ニ常ニ備付ケラルヘシ該用品ハ責任アル一名又ハ二名以上ノ者ノ保管ノ下ニ置カルヘク右ノ者ニハ救急ヲ爲スノ資格アリ且就業時間中ノ手當ヲ即時ニ爲シ得ル一名又ハ二名以上ノ者ヲ含ムヘシ前記ノ船渠、波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於テハ水中ニ墜落セル労働者ヲ溺死ヨリ救助スル爲適當ナル設備ヲモ爲スヘシ

第十四條

本條約ニ依リ備付クルコトヲ要求セラルル柵、步板、装置、梯子、救命ノ手段若クハ設備、燈火、標示、足場、又ハ他ノ一切ノ物ハ適法ニ權限ヲ賦與セラレタル場合又ハ必要ノ場合ヲ除キ何人ニ依リテモ除外セラレ又ハ妨碍セラレサルヘク又除去セラレタルトキハ右除去ノ必要ナリシ期間ノ終了シタル際原位置ニ復セラルヘシ

第十五條

各締盟國ハ作業ノ時々行ハルルニ過キササルカ又ハ交通カ少ク且小船舶ニ限ラルル船渠、波止場、岸壁若ハ類似ノ場所ニ付又ハ或特殊ノ船舶、或特殊ノ種類ノ船舶若ハ或小噸數ニ達セサル船舶ニ付又ハ氣候状態ニ依リ本條約ノ規定ノ遵守ヲ要求シ難キ場合ニ於テハ本條約ノ規定ノ免除又ハ例外ヲ許スコトヲ得

第十六條

本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ本條約ノ規定ニシテ船舶ノ構造又ハ恒久的設備ニ影響ヲ及ホスモノハ本條約ノ批准ノ日ノ後ニ建造ノ開始セラルル船舶ニ及右ノ日ノ後四年以内ニ他ノ一切ノ船舶ニ適用セラルヘシ尤モ右ノ期間内ニ於テハ右規定ハ適當ニシテ實行シ得ル限り右他ノ船舶ニ適用セラルヘシ

第十七條

労働者ノ災害ニ對スル保護ノ爲規定セラルル規定ノ適法ナル實施ヲ確保スル爲

(一) 右規則ニハ各規則ノ遵守ノ責ニ任スル個人又ハ團體ヲ明ニ定ムヘシ

(二) 有效ナル監督制度ニ付及規則ノ違反ニ對スル處罰ニ付規定ヲ設クヘシ

(三) 規則ノ寫又ハ要綱ハ作業ノ爲屢使用セララルル船渠、波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於ケル見易キ位置ニ揭示セラ
ルヘシ

第十八條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際
聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第十九條

本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ

本條約ハ事務總長カ國際労働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スヘシ
爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スヘシ

第二十條

國際労働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際労働機關
ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國
ニ同様ニ通告スヘシ

第二十一條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務局總長宛登録ノ
爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録アリタル日ノ後一ケ年間ハ其ノ效力ヲ生セス

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ掲クル十年ノ期間滿了後一年以内ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セサ
ルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クヘク又爾後各五年ノ期間滿了毎ニ本條ニ定ムル條約ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ
得

第二十二條

國際労働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出ス
ヘク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第二十三條

總會カ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新改正條約カ
效力ヲ發生シタルトキ前記第二十一條ノ規定ニ拘ラス猶豫ノ要件ヲ要セスシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生セシムヘシ
新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得サルニ至ルヘシ
尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セサル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引續キ效力ヲ
有スヘシ

第二十四條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス
前記ハ國際労働機關ノ總會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十九年六月二十一日閉會ヲ宣セラレ
タル其ノ第十二回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十九年八月十五日署名ス

總會議長
ドクトル・ブラウンス
國際勞働事務局長
アルベール・トーマ

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閉却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働竝ニ社會運動カ産業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ當リ全國ノ産業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ産業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス敍上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月勞働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國産業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各産業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國産業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家産業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

全國產業團體聯合會規約

- 第一條 本會ヲ全國產業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク
- 第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス
關東產業團體聯合會 關西產業團體聯合會
中部產業團體聯合會 西部產業團體聯合會
北部產業團體聯合會
- 第三條 本會ハ全國ノ產業團體ニ共通ナル産業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ並ニ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス
總會ハ常任委員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ召集ス
- 第五條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク
常任委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ一年トス
常任委員會ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス
- 第六條 常任委員ノ互選ヲ以テ會長一名ヲ定ム
會長ハ本會ヲ代表シ常任委員會及總會ノ議長トナル
會長事故アルトキハ他ノ常任委員之ヲ代理ス
本會ニ顧問若干名ヲ置キ總會ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス
- 第七條 本會ニ理事若干名(内ニ二名以内ヲ常務理事トス)ヲ置キ常任委員會ノ議ヲ經テ會長之ヲ任免又ハ囑託ス
理事ハ常任委員會ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事シ事務局ヲ掌理ス
- 第八條 本會ノ經費ハ地方聯合會ノ分擔金及寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第九條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
- 附 則
第二條ノ地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ決議トス
創立當初ノ會長顧問及常任委員ハ創立協議會ニ於テ之ヲ推薦ス

全國產業團體聯合會役員 (イロハ順)

會長	男爵 誠之助	井坂孝	橋本圭三郎
顧問	木村久壽彌太	大井敬次郎	大根三郎
常任委員	磯村豐太郎 (關東)	本多貞次郎	橋本圭三郎
	磯村豐太郎 (關東)	谷口守次郎	川本三郎
	武田三吉郎 (關西)	牧田清次郎	根嘉一雄
	中川末二吉郎 (關西)	宮島清次郎	近藤義雄
	三谷一三郎 (關西)	岡崎忠五郎	根嘉一雄
	大畑勝太郎	長谷川正博	小畑源之助
	大澤德太郎	岡崎忠五郎	小畑源之助
	金又兵衛郎	田中博	阿部次郎
	森平兵衛郎	長谷川正博	阿部次郎
	伊藤次郎 (中部)	豐田利三郎	大隈榮一
	伊藤次郎 (中部)	豐田利三郎	大隈榮一
	瀧定助 (西部)	青木鎌太郎	松本健次郎
	瀧定助 (西部)	青木鎌太郎	松本健次郎
	石橋德次郎 (西部)	太田勘太郎	松本健次郎
	石橋德次郎 (西部)	太田勘太郎	松本健次郎
	麻生太吉郎 (北部)	久保兵太郎	松本健次郎
	麻生太吉郎 (北部)	久保兵太郎	松本健次郎
	高洲鐵一郎	井上昱太郎	渡邊鍊藏
	高洲鐵一郎	井上昱太郎	渡邊鍊藏
	岩田正太郎	神坂靜太	高柳桂一助
	岩田正太郎	神坂靜太	高柳桂一助
	竹崎瑞夫	長田義彦	膳柳桂一助
	竹崎瑞夫	長田義彦	膳柳桂一助

全國產業團體聯合會編輯資料目錄

産業經濟資料

第一輯	英獨米に於ける雇主團體と其の活動	二〇〇
第二輯	労働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見竝に參考資料	二〇〇
第三輯	英國労働組合法制	二〇五
第四輯	産業平和への道	二〇〇
第五輯	第十六回國際労働會議議題に關する參考資料	二〇〇
第六輯	佛蘭西労働組合法制	二〇〇
第七輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(上篇)	二〇〇
第八輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(下篇)	二〇〇
第九輯	第十六回國際労働會議議題に關する意見竝に參考資料	二〇〇
號外(一)	労働組合法案に關する論議	一五
號外(二)	最近に於ける集團解雇の事例	(無殘本)
號外(三)	德富蘇峰氏筆「英國の危機」(England's Crisis)を讀む	五

(實費郵税共)

労働爭議資料

第一輯	住友製鋼所紛議經過概要	(無殘本)
第二輯	住友製鋼所紛議發生の眞因に就て	(無殘本)
第三輯	東京府下に於ける映畫館爭議に關する調査	(無殘本)

圖表

一	日本労働俱樂部及全國勞農大衆黨の組織を中心とする主要労働組合の分野	五五
二	左翼運動系統圖解	五五

本會編纂の資料御希望の方には特に實費にて頒布致します。尙二十部以上取纏め御申込の方には一割引に致しますから代金前拂若くは振替口座東京七四七三四番宛に御拂込下さい。

終